>

No.3 2010.10.1

## 西日本旅客鉃道労働組合

西阪急ビ

FAX J R(大阪)O七一十 TEL J R(大阪)O七一十 TEL J R(大阪)O七一十 ●編集責任者/**伊** ●発行責任者/**前** 

JR西労組ホームペー (http://www.jrw-union.gr.jp)

ところを、胎児だけでなく母体である社員の健康管 理の一層の充実を図るために、法律を上回る制度と 間以内)、産後8週間以内」として設定されている して9週間(約2ヶ月間程度)に期間の拡大を図っ

○多胎妊娠についても、同様に母体保護の観点から 17週間(約4ヶ月間程度)に期間を拡大。

手当金・付加金の支給はない ○拡大した期間については、健康保険組合からの出産

目を提出し、以降6回にもおよぶ交渉を踏まえ「組合員の期待に応える秋の闘い」として集約、本紙は

17日の最終交渉で席上妥結した。中央本部は、8月9日に(申)第4号で組合員の切実な要求101項 中央本部は、9月17日、総合労働協約改訂交渉の到達点を見極める地本代表者会議の判断を踏まえ

改訂事項について解説する。厳しい状況のなかで勝ち得た成果について、全組合員での共有化を要請す

るものである。

○シニア・契約社員も同様の取扱いとなる。

③第三者加害に関する労働時間の取扱いについて ◎第三者加害に関する労働時間の取扱いについて 行う場合については、その申請に要する時間(往 業務中に旅客等の第三者からの加害により負傷し た社員が、正規の労働時間内に労災保険の申請を 路及び復路の時間含む)を勤務免除の対象とする。

①指定休日の取扱いについて

勤務制度の改正等について

「1日以内」とする。

[平成2年4月1日から適

◎指定休日の取扱いについて、会社が指定する社員

年間において「2日以内」としているところ

社及び行政官庁等へ提出する、診断書の取得費用を会 訂交渉において、特別労働災害見舞金の見直しや、会 三者加害は増加傾向にあり、更なる制度の充実を求め 社負担とする等の、制度改善を図ってきているが、第 解説 第三者加害については、これまで労働協約改

内』にできると考えている」との回答を得ていたもの

は指定休日を少なくとも『2日以内』から『1日以

であり、今回、その議論経過に基づき、 取り扱うこと

不透明であるとのことから、平成22年度については段 生するか予想がつかない状況等があり、乗務員需給が

遇制度の最終適用年度となり適用希望者がどの程度発 とへの準備が必要なことや、平成23年度が早期退職優 おいて、平成26年度末に北陸新幹線が開業を迎えるこ 解説 指定休日の取扱いについては、昨年の議論に

|平成2年10月1日から適用

階的な解消を断念したものである。

しかし、その際に会社より、

「平成23年度について

○労災保険の申請そのものは、業務と直接は関連がな 休暇等願を提出する必要がある。 務免除として取り扱うこととしたものである。なお、 労働時間内で手続きを行う必要が生じた場合に、勤 く本来は自分の時間で手続きを行うものであるが るものであることを勘案のうえ、やむを得ず正規の 業務中に発生した旅客等第三者からの加害に起因す

第1回地本代表者会認

(2)保分べん休暇の取扱いの変更について

◎分べん休暇の取扱いについて、分べん休暇の期間

を現行の「産前6週間以内(多胎妊娠の場合は14

週間以内)」としているところを「産前9週間以 内(多胎妊娠の場合は17週間以内)」に変更する。

[平成2年10月1日から適用]

となったものである。

)旅客等の「等」については、鉄道利用者以外で、 えば通行人や沿線住民などである。 例

○対象となる時間は、申請用紙の受取り及び提出のた )第三者加害に関する諸手続き等 (通院、警察の事情 間、並びに申請用紙への記入等に要する時間である。 めに労基署を訪問する時間及びその往路、復路の時

強く求めてきた項目である。

備をしたいとの思いが強いこと等により、本部として 増加していることや、女性組合員が早めに分べんの準

解説 切迫流産等の危険により早産傾向にある者が

聴取等)の一連で行っていることから、証明書は不 要である。

○シニア・契約社員も同様の取扱いとなる。

⑷障害休暇の取扱いの変更について

達田

◎障害休暇の取扱いについて、障害休暇の適用事由 因により出勤できない場合に、悪天候に起因して うことに変更する。 [平成2年17月1日から適用] 公の交通機関が遅延する場合を含めてとりあつか としている公の交通機関の事故等の不可抗力の原

○これまで、労働基準法の規定に基づき、分べん休暇

いをもって取り組んできたものである。 ある。本部としても、その負託に応えるため、強い思 暇」扱いとなるよう、強い要求が出されていたもので 大会をはじめ、各機関大会等の場において、「障害休 て出勤できない場合の勤務の取扱いについては、本部

暇」を適用することとして、取扱いが変更となったも っては社員に一定の労苦があることに鑑み、「障害休 これらに基づく交渉の結果、悪天候時の出勤にあた

出勤できない場合について、 ただ、私たちは鉄道事業に従事する者であり、悪天

る程度事前に予測可能であったとしても、公共交通 機関の遅延そのものは不可抗力によるものとして、 結果として出勤遅延した場合にも、 「障害休暇」を

契約社員を対象とする社員採用におけ

)悪天候に起因する公の交通機関の正常な運行の阻害 ある。会社の宿泊施設の提供が不可能な場合につい が、宿泊に要する実費は会社が負担する。 ては、ホテル等、会社の宿泊施設以外の利用となる 上で、会社の宿泊施設等に前泊の慫慂を行う場合が 必要な出面数を確保するために、対象者を限定した が予測される場合においては、業務の正常な運営に

○「障害休暇」の適用にあたっては、遅延証明書は不 い社員に対しては、会社の経費支出はできない。 なお、原則として、箇所長が前泊を慫慂していな

◎契約社員を対象とする社員採用における選考試験 ころを、年齢に関わる基準を廃止する。 対象者の基準について、現行3歳以下としていると る選考試験対象者の見直しについて [平成23年5月1日を社員採用予定日とする選考試

することは、契約社員のモチベーション維持、そして げることからも、本部として問題意識をもち、取り組 少子化の世の中において優秀な人材を確保する幅を広 んできたものである。 試験対象者の基準について、年齢に関わる基準を廃止 解説 契約社員を対象とする社員採用における選考

について「産前6週間以内(多胎妊娠の場合は4週 解説|悪天候に起因する公共交通機関の遅延によっ

ることが必要であることは言うまでもないことである。 よう、代替の通勤手段等も含めて、最大限の努力を図 勤する場合においても、始業時刻に遅れることのない で安定した輸送を提供するという社会的役割の重要性 候時においてもお客様にご迷惑をかけることなく安全 ○悪天候に起因する公共交通機関の遅延を理由として を認識すべきものである。したがって、悪天候時に出 ることとなる 「障害休暇」を適用す

○悪天候の予報等によって、公共交通機関の遅延があ 適用することとなる。

する必要がある。 要であるが、休暇等願いに遅延理由を具体的に記入

(5)シニア社員及び契約社員への障害休暇の適用につい

◎シニア社員及び契約社員について、公の交通機関 の事故等の不可抗力の原因又は災害・感染症発生 社が認めた場合に、有給休暇として障害休暇を適 による交通しゃ断により出勤できない場合で、会

[平成2年10月1日から適用]

同様に扱うべきとの強い思いをもって、本部として取 同様に悪天候時の出勤にあたっては、最大限努力し出 勤しているものであり、その労苦に報いるべく社員と り組んできたものである。 解説(シニア社員及び契約社員についても、社員と

主体とする会社に従事する者として、安定的な輸送の について高い意識をもって望む必要がある。 についても、社員と何ら変わることなく、鉄道事業を 供という社会的役割の重要性を認識し、自らの出勤 ただ、前項記載のとおり、シニア社員及び契約社員

○今回、社員については、限定列挙した特定の場合の 員については、これまで「障害休暇」を定めていな を見直すこととした。一方でシニア社員及び契約社 様であり、今回、「障害休暇」を適用することとな の場合」に遭遇することが有り得ることは社員と同 事由に「悪天候に起因する事象」を認めるよう運用 いが、その通勤において、社員に認めている「特定 「公の交通機関の事故等の不可抗力の原因」の適用

0 具体的に記入する必要がある。 延証明書は不要であるが、休暇等願いに遅延理由を 「障害休暇」の適用にあたっては、社員と同様、遅